（裏面）

注　意　事　項

1 この手帳は、なくさないように大切におもちください。
2 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。
3 相談所や病院、保健福祉総合センターなどへ相談や治療などにいかれるときは、かならずおもちになり、その記録をしてもらってください。
4 保護者の記録欄には、本人の健康・生活の面でのお気づきになった点を書きとめておいてください。
5 手帳の中に書かれている「次の判定年月」までに保健福祉総合センターに更新の手続をしてください。
6 手帳の中に書かれている本人又は保護者の氏名、住所、電話番号および身体障害に変更があったときは、すぐに保健福祉総合センターに届けてください。
7 この手帳を万一なくしたり、使用できないようになったときは、保健福祉総合センターに再交付の手続をしてください。
8 この手帳の交付後、障害者が死亡されたとき、又は堺市外に転居したときは、すぐに保健福祉総合センターに返還等の手続をしてください。
9 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときは、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもちください。

（予備欄）

（療育・相談の記録）

年月日	事　　項	取扱機関

（保護者の記録）

療 育 手 帳

堺　　市